第２回臨時会（８月３日）

平成17年第2回臨時会が、8月3日に1日間の会期で開催されました。
今臨時会では、協議事件1件、工事請負契約2件、意見書1件について原案どおり可決されました。

更別村の水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議について

駒畠簡易水道の渇水期の水不足の解消と水質確保を図るため十勝中部広域水道企業団からの水を、更別村の水道施設、配水管を通して受水するにあたり、更別村と協議することに同意しました。

工事請負契約の締結（地域イントラネット基盤施設整備工事（その１））

幕別市街と忠類市街及び各公共施設を光ファイバーで結ぶ工事請負契約を可決しました。

工事請負契約の締結（地域イントラネット基盤施設整備工事（その２））

地域イントラネット基盤施設整備事業のうちのパソコンやルータ等の機器の設置設定工事の請負契約を可決しました。

第３回定例会（９月２日～22日）

平成17年第3回幕別町議会定例会が、9月2日から22日までの21日間の会期で開催されました。
今定例会では、町長が行政報告を述べたほか、合併に関する条例の改正が114件、補正予算7件、名誉町民等の議件3件が提出され、審議の結果原案どおり可決されました。
平成16年度の各会計決算認定については、決算特別委員会に付託され、10月25日から審査されました。
また、公平委員会の選任、教育委員会委員の任命について同意しました。
一般質問では10名の議員が当面の行政課題について、町理事者に質問をしました。

合併に伴う条例を改正

忠類村との合併に伴う114件の条例の改正について、9月2日の議会で、それぞれ所管する常任委員会に付託し審議した結果、9月22日の議会で114件の条例改正について可決しました。今回の条例改正にあたっては、条項の整理や、表現の明確化、統一化など条例の体裁を整えるための改正も併せて行いました。

可決された条例の主な内容は次の通りです。

☆幕別町・忠類村合併協議の廃止について

合併期日の前日、平成18年2月5日をもって、協議会を廃止する。

☆町の区域の設定について

編入する忠類村の区域を、幕別町の区域として設定する。

☆幕別町助役定数条例

1期4年間、忠類地域担当助役を置くため、助役の定数条例を設ける。

☆幕別町忠類ナウマン象記念館条例

幕別町の公の施設として設置する。

忠類村ナウマン象記念館

☆幕別町役場支所及び出張所設置条例

忠類総合支所を設置する。

☆幕別町職員定数条例の一部を改正する条例

忠類村の職員が引き続き幕別町の職員となることから定数の見直しを行う。

☆幕別町特別会計条例の一部を改正する条例

忠類村で独自に設置されている特別会計を幕別町の特別会計に規定する。

☆幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例

忠類小学校及び中学校を幕別町の小・中学校として設置する。

☆幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例

忠類学校給食センターを幕別町の学校給食センターとして設置し、幕別町学校給食センターを幕別町幕別学校給食センターと名称を改める。

☆幕別町立学童保育所条例